

報告第10号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月6日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第11号

専 決 処 分 書

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月13日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大田原市水道事業給水条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「第5条」を「第6条」に改める。

第12条第4項ただし書中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。